

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
第3 外部監査の結果 VII. 一般会計に係る収入未済債権の監査の結果について 【2】市民参画推進局 1. 勤労者福祉融資貸付返還金 (4) 神戸市の対応 ＜意見-21＞ 債務者の動向の把握について 平成27年4月の時効中断から10年間の契約有効期間での債務者動向の再調査などにより、今後の取るべき回収手段を法律の専門家の援助も受けながら再検討する必要があることに留意すべきである。	平成27年までに出来得る債権回収手続きは既に終えており、令和7年4月の時効期間満了までに、債務者への請求書送付を2年に1回程度行う。また、債務者の居所等の現地調査を少なくとも1年に1回程度は行うことで方針決定した。 この方針に基づき、次の対応を行った。 ・令和2年3月27日付で請求書を送付。 ・令和2年4月7日付で請求書に対して、身に覚えがないため、連帯保証したことを証する資料の提供について返事あり。 ・令和3年2月24日付で連帯保証したことを証する資料の写しを送付。 ・令和3年3月9日付で資料受領の返事あり。 (経済観光局)	措置 済
8. 介護給付費返還金 (4) 債権の管理状況について ＜指摘事項-29＞ 時効の管理について 一部の滞納債権（障害者施設一カ所 561千円）について、時効の管理ができていないことから、早急に起算日を判定し消滅時効の完成を確認するとともに、不納欠損処理を検討すべきである。 収入未済額の管理については、回収や不納欠損処理についての独自のマニュアルを作成し、それに沿った運用を行い、処理漏れ等のないようにする必要がある。また内部統制の仕組みを導入しチェック体制を整えておく必要がある。	指摘のあった滞納債権については、平成31年3月に不納欠損処理を行い、完結済みである。 指摘事項の後段については、債権管理マニュアルを作成した。業務を行うなかで随時修正し、よりよい運用ができるようにしていきたい。 (福祉局)	措置 済
【4】こども家庭局 4. 学童保育料 (4) 学童保育料の徴収手順 ＜意見-35＞ 不納欠損処理の適用検討について 前述したように、24,000円以上の債権については債務名義を取得することで時効を伸ばしているが、少額の債権については2年で消滅時効に到達してしまう。但し私債権であるため、基本的には時効の援用がなければ時効が成立することはないが、平成28年度に神戸市債権管理条例が制定され、議会	今回の指摘を受けて、学童保育における基準を定め、基準に該当する債権については、債権の管理に関する条例に基づき、不納欠損処理を行う方針を局として決定した。	措置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
への報告をもって債権放棄を行うことができることになった。もちろん回収に努めるべきであるが、居所不明者に対する債権など、実質的に回収不能な部分については消滅時効の完成を確認し不納欠損処理を進めることによって管理コストの低減に努められたい。	(こども家庭局)	
Ⅷ. 特別会計に係る収入未済債権の監査の結果について 1. 国民健康保険事業〔保健福祉局〕 (3) 国民健康保険給付費返還金（対医療機関） ウ. 債権の概要 <指摘事項-53> 遅延利息の計上について これまで当該債権に遅延利息を計上していない。その理由について尋ねたところ、医療機関の返還金は滞納となることが少なく、滞納となった場合には返還金本体も納付困難なことが多く、まずは本体への対応に注力していたため、これまで遅延利息の検討にまで及んでいなかったとのことであった。 しかしそもそも遅延利息は早期の納付を促す等の目的のため徴収するものである。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。	債権管理条例に基づいて遅延利息を徴収することとして、そのための手順等をマニュアルに整理し、またその金額を算出するための仕組みを構築した。 (福祉局)	措置 済
3. 介護保険事業〔保健福祉局〕 (5) 滞納債権管理方法 <意見-53> 連帯納付義務者及び相続人に対する賦課・徴収について 介護保険法第132条では 1. 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。 2. 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。 3. 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。 とあり、世帯主及び配偶者は連帯納付義務者が定められている。 また、被保険者が保険料を滞納したまま死亡した場合、当該債務は相続人へ請求することとなる。 現在、市では世帯主である連帯納付義務者及び相続人への積極的な賦課・徴収は行っていない。連帯納付義務者の特定、また相続人の追跡調査に相当の労力がかかるため、との事であるが、このことを持って、請求しない理由とはならない。 連帯納付義務者及び相続人への賦課・徴収を強化するよう要望する。	従前からお亡くなりになられた被保険者の相続人あてとして、保険料残額の請求を行っているが、被保険者に対する保険料に関するお知らせに、令和元年度分から、世帯主及び配偶者には、連帯納付義務者としての保険料納付義務があることの記載を追加した。 また、お亡くなりになられた被保険者で滞納がある場合、死亡確定時の納入通知書に相続人様と書き加えて送付することで相続人へ納付を促してきている。 今回の指摘を受け、お亡くなりになられた滞納者に滞納処分すべき程度の額の保険料がある場合、滞納処分の対象から除外せず、戸籍の公用照会の手続き等により相続人を特定し、改めて納入通知書、督促状を相続人に対して送付し、保険料納付がない場合で財産がある場合は処分の対象とするよう改めた。 (福祉局)	措置 済